



緊急事態宣言下で業務遂行する社員の不安を払拭すること！ 「緊急事態宣言」の発令に関する申し入れを提出

安倍首相は4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。対象地域は、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県で、4月8日午前0時から効力が発生しています。期間は1ヶ月程度を想定しており、大型連休が終わる5月6日までとされています。

JR東海労は「緊急事態宣言」の発令による、社員の不安や疑問を払拭するべく以下の通り会社に申し入れを行いました。

『申第31号』の主な申し入れ事項（要旨）

- 「緊急事態宣言」の発令により、会社が行う具体的な対策等を明らかにすること。
- 「緊急事態宣言」による飲食店、コンビニエンスストア等の閉店や営業時間の短縮等で食事を摂ることが困難になることが想定される。食事の確保が困難な社員については会社が責任を持って食を手配すること。
- 組合員・社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の勤務認証、賃金の取り扱いについて明らかにすること。また、感染した場合の勤務は「障害休暇」とし、賃金が減額とならないようにすること。
- 「緊急事態宣言」の発令により労働環境や労働条件が悪化するなど、組合員・社員が不利益を被ることがないようにすること。
- 政府が、各鉄道会社に対して減便の要請を検討しているなどと報道されているが、会社として減便についてどのように考えているのか明らかにすること。